

令和8～10年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託に係る 公募型プロポーザル審査要項

1. 目的

この要項は、令和8～10年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査及び選定方法の手続きについて、必要な事項を定める。

2. 審査方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を下記「3. 審査項目」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者から順に3者を選考する。ただし、3者目が同点の場合は、委員の投票により決することとし、投票において得票が同数の場合は委員長が決する。

なお、企画提案者が3者以下の場合においては、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施する。この場合において、参加資格については審査を行い通知するものとする（確認のために必要となる書類の提出を求める場合がある）。

通知予定日：令和7年10月23日（木）予定

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査により選考された者が行う企画提案のプレゼンテーションを下記「3. 審査項目」で示す審査基準に基づいて審査を行う。各委員の総合評価点（第1次審査と第2次審査の合計点）の平均点が最も高い提案者を受託候補者とし、第2位の提案者を次順位者とする（小数点第二位を四捨五入）。この場合において、平均点が同点の場合は、委員の投票により決することとし、投票において得票が同数の場合は、委員長が決する。なお、提案者が1者のみであった場合を含め受託候補者の決定にあたっては、各委員における総合評価点の平均が60点以上であれば、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託候補者として決定する。

- ① 日 時 令和7年10月30日（木）予定 ※決定次第、提案者に通知する。
- ② 場 所 神栖市役所（開始時間や、参加手順は後日通知する。）
- ③ 所要時間 1提案者につき、45分以内とする。
 - ・準備：5分以内
 - ・企画提案プレゼンテーション：20分以内
 - ・質疑応答：20分以内
- ④ 内 容 企画提案書の説明 （提案資料以外の追加資料の使用は認めない）
- ⑤ 参加人数 契約後に業務を中心に携わる総括責任者を含めて3人までとする。
- ⑥ そ の 他 プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、提案者が持参すること。
なお、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは本市が用意する。

3. 審査項目

第1次審査 (配点30点)	①業務実績 ④資料の提案内容・正確性	②業務実施体制	③見積額
第2次審査 (配点70点)	①現状・課題への理解度 ④情報発信の的確性	②提案内容の的確性 ⑤提案内容の独創性	③提案内容の整合性 ⑥取組姿勢